

横浜市貨物運送事業者燃料価格高騰等対策支援金交付要綱

制定 令和 7 年 3 月 31 日 経中第 689 号（経済局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、燃料価格の高騰等の影響を受ける市内中小貨物自動車運送事業者の支援を目的として、予算の範囲内において、横浜市貨物運送事業者燃料価格高騰等対策支援金（以下「支援金」という。）を支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 支援金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号。以下、「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（用語の定義）

第 2 条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）一般貨物自動車運送事業

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 2 条第 2 項に規定する、他人の需要に応じ、有償で、自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。）を使用して貨物を運送する事業であって、特定貨物自動車運送事業以外のものをいう。

（2）特定貨物自動車運送事業

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 2 条第 3 項に規定する、特定の者の需要に応じ、有償で、自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。）を使用して貨物を運送する事業をいう。

（3）中小貨物運送事業者

資本金の額若しくは出資の総額が 3 億円以下又は常時使用する従業員の数が 300 人以下であって、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の許可を受けた法人又は個人をいう。

（4）営業所

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）に基づく一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の許可及び認可対象となる事業場をいう。

（5）自動車検査証記録事項

道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 58 条第 2 項に規定する、自動車検査証記録事項をいう。

（6）脱炭素取組宣言

脱炭素取組宣言制度実施要綱（令和 6 年 6 月 26 日経中第 195 号）に基づく宣言のことをいう。

（交付対象者）

第 3 条 交付対象者は、次の各号の全ての要件に該当する者とする。

（1）中小貨物運送事業者（以下「事業者」という。）であること。

（2）市内に営業所を有していること。

- (3) 令和6年4月1日時点において第1号の事業を実施しており、申請日時点において引き続き事業継続の意向がある事業者であること。

2 前項に定める者のうち、次の各号に該当する者は、対象外とする。

- (1) 申請年度において本支援金の交付を受けた者
- (2) 市税（延滞金を含む。）を滞納している者
- (3) 暴力団（横浜市暴力団排除条例（平成23年横浜市条例第51号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- (4) 暴力団員（条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ）
- (5) 代表者又は役員の中に暴力団員に該当する者があるもの
- (6) その他市長が適当でないと認める者

（交付金額）

第4条 1 事業者あたりの交付金額は、10万円とする。

2 前項の支援金の交付は、1事業者1回限りとする。

（交付の申請）

第5条 支援金の交付を受けようとする者は、横浜市貨物運送事業者燃料価格高騰等対策支援金交付申請書兼実績報告書（第1号様式。以下「交付申請書兼実績報告書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 自動車検査証記録事項の写し
- (2) 「脱炭素取組宣言」確認書若しくは宣言書、又は「脱炭素取組宣言」に関する申出書（第2号様式）
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 補助金規則第5条第3項及び第14条第4項に基づき、前項の規定に定めるもの以外の記載及び添付については省略させることができる。

（審査）

第6条 前条による申請があったときは書面による審査を行うものとする。

2 前項の審査において必要と判断した場合は、申請者に対し、申請内容に係る資料の追加等を求めることができる。

（交付決定等）

第7条 市長は審査の結果を踏まえ、支援金の交付又は不交付を決定する。

2 市長は、交付又は不交付の決定に基づき、交付の場合は横浜市貨物運送事業者燃料価格高騰等対策支援金交付決定兼交付額確定通知書（第3号様式）により、不交付の場合は横浜市貨物運送事業者燃料価格高騰等対策支援金不交付決定通知書（第4号様式）により申請者に通知する。

3 市長は、必要があると認めたときは、交付決定に関し条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第8条 第5条の規定により支援金の交付の申請をした者が、当該申請を取り下げる場合は、横浜市貨物運送事業者燃料価格高騰等対策支援金申請取下届（第5号様式）を市長に提出するものと

する。

（申請変更）

第9条 第5条の規定により支援金の交付の申請をした者が、当該申請の内容を変更する場合（軽微な変更を除く。）は、速やかに横浜市貨物運送事業者燃料価格高騰等対策支援金変更届（第6号様式。以下「変更届」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する軽微な変更とは、次の各号に掲げる変更とする。

（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

（2）その他市長が軽微と認める変更

3 市長は第1項の規定による変更届を受理したときは、その内容を審査し、変更承認・不承認通知書（第7号様式）を申請者に通知するものとする。

4 市長は前項の承認を行うにあたり、必要に応じ条件を付し、又は交付決定の内容を変更することができる。

（支援金の交付請求）

第10条 第7条により交付額の確定を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、速やかに、横浜市貨物運送事業者燃料価格高騰等対策支援金交付請求書（第8号様式）に請求書様式で定める必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、適法な前項の交付請求書を受けて、速やかに本支援金を交付する。

（調査権の留保）

第11条 市長は、必要があると認めたときは、本支援金の使途について調査を行うことができる。

（交付決定の取消し又は支援金の返還）

第12条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付決定を取り消すことができる。この場合において、市長は、既に交付した支援金の全額の返還を命ずるものとする。

（1）支援金の交付を受ける日までに第3条に規定する交付対象者の要件を満たさなくなったとき。

（2）支援金の交付決定に付した条件に違反したとき。

（3）偽りその他不正な手段によって支援金の交付決定を受けたとき。

（4）公序良俗に反する行為があると認められるとき。

（5）法令、条例、補助金規則、この要綱又はこれらに基づき市長が行った指示に違反したとき。

2 前号の各規定は、第7条の支援金の交付決定後においても適用があるものとする。

3 市長は、交付決定を取り消すときは、横浜市貨物運送事業者燃料価格高騰等対策支援金交付決定取消及び返還通知書（第9号様式）により申請者に通知する。

4 市長は、交付対象者が第1項第2号から第5号までの規程に該当した場合、交付対象者等の名称及びその内容を公表することができる。

5 第1項第2号から第5号までの規程に基づく交付決定の取消しを受けた日から2年を経過しない者は、本支援金の交付申請ができない。

6 前項までの規定に関わらず、支援金の交付の取消しが天災、本人の責めに帰さない事故その他

のやむを得ない事由による場合において、市長は返還すべき支援金額の全部又は一部を免除することができる。

(違約加算金及び延滞金の納付)

第13条 前条の規定により本支援金の交付決定の取消しを行い、交付支援金相当額の返還を命じたときは、市長は、交付対象者が支援金を受領した日から交付対象者が交付支援額相当額を支払った日までの日数に応じ、支援金の額（一部を返還した場合は、返還後の期間においての既返還額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を交付対象者に納付させることができる。

2 支援金の返還を命じた場合において、交付対象者が定められた納期限までに支援金相当額を納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付させることができる。

3 前2項に定める年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合とする。

(違約加算金の基礎となる額の計算)

第14条 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、交付対象者の納付した金額が返還を命じた支援金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた支援金の額に充てるものとする。

(延滞金の基礎となる額の計算)

第15条 第13条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた支援金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付金は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(暴力団排除の確認)

第16条 市長は、必要に応じ申請者又は交付対象者の、第3条第2項第3号から第5号までの該当の有無について神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

(市税納付の確認)

第17条 市長は、必要に応じ申請者又は交付対象者の市税の納付について、その者の同意に基づき、財政局長に対して確認を行うことができる。

(関係書類の保存)

第18条 補助金規則第26条の規定に基づく市長が定める書類の保存期間は、5年とする。

(協力の要請)

第19条 市長はこの要綱に基づき支援金の交付を受けた者に対し、事業効果等に関する資料の提供その他の協力を要請することができる。

(その他)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付について必要な事項は経済局長が定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 15 日から施行する。

横浜市貨物運送事業者燃料価格高騰等対策支援金 交付申請書兼実績報告書

(申請日) 年 月 日

(申請先) 横浜市長

横浜市貨物運送事業者燃料価格高騰等対策支援金交付要綱第5条の規定に基づき、次のとおり支援金の交付を申請し、あわせて事業に関する事項を報告します。

なお、支援金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び横浜市貨物運送事業者燃料価格高騰等対策支援金交付要綱を遵守します。

支援金申請額 100,000円1 申請事業者の情報

申請事業者

事業形態 (当てはまる方に☑)	☐ 法人 ☐ 個人事業主														
法人名又は屋号（※）			個人事業主の場合、 (※)欄の記入は該当する場合のみ												
法人番号（※）	<table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>														
代表者役職（※）															
代表者氏名															
本社所在地 法人登記簿記載の 本店 又は 開業届記載の 主な事務所	〒 -														
市内営業所所在地 ※市内に複数ある場合は1か所で可	〒 - 横浜市 区 ☐ 本社所在地と同一（該当する場合は☑）														
貨物運送事業に係る 事業開始年月日	年 月 日														
常時使用する従業員数	名	資本金の額 又は出資総額 (※)	円												

2 誓約・同意

支援金の申請に当たって、次に掲げる全ての事項を確認のうえ、誓約し、又は同意します。

項目
一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の実施に必要な許可等を有したうえで、「申請事業者」欄記載の「貨物運送事業に係る事業開始年月日」から事業を継続して実施しており、今後も事業を継続する意向があります。
法令、条例、補助金規則、この要綱又はこれらに基づき市長が行った指示を遵守します。
暴力団及びその他の反社会的勢力ではなく、代表者又は役員にも暴力団員及びその他の反社会的勢力の構成員はおりません。
必要があるときは、役員氏名一覧表を提出し、横浜市暴力団排除条例第8条に基づき暴力団ではないことを横浜市が神奈川県警察本部長に対して確認を行うことについて承諾します。
市税の滞納はありません。また、横浜市が必要とするときは、申請者の課税状況について、官公署に報告確認することに同意します。
本支援金について、本事業年度に横浜市から交付を受けたことはありません。
本申請書を含めて提出する書類に虚偽の記入や偽りの証明はありません。
不正受給に触れる行為等を行った場合には、支援金を返還します。
横浜市が行う実地及び書面などによる調査に協力します。

(代表者役職及び代表者氏名)

年 月 日：

3 添付書類

- (1) 自動車検査証記録事項の写し

※「使用の本拠」が「市内営業所所在地」記載の営業所であるもの（1台分）

- (2) 「脱炭素取組宣言」確認書若しくは宣言書、又は「脱炭素取組宣言」に関する申出書（第2号様式）

担当者連絡先

担当者名		電話番号	
メールアドレス			

「脱炭素取組宣言」に関する申出書

年 月 日

（届出先）
横浜市長

申請者 〃

本社所在地：

法人名又は屋号：

代表者役職名：

代表者氏名：

横浜市貨物運送事業者燃料価格高騰等対策支援金の申請にあたり、「脱炭素取組宣言」に対する考え方について、次のとおり申し出ます。

※次のいずれかに☑を記入し、必要事項を記入してください。

※原則、ウェブサイト上での宣言をお願いします。宣言された方は、本様式の提出は不要です。

宣言後に自動送信されたメールから、宣言書又は確認書をダウンロードし、交付申請書兼実績報告書に添付してください。

- ☐ ウェブサイト上での宣言が困難なため、本申出書により「脱炭素取組宣言」を行います。
⇒ 裏面の様式に記入をお願いいたします。
申出書の受理後、横浜市経済局で代行入力した日が「宣言日」となります。
記載いただいた内容について別途お問い合わせする場合がありますがご了承ください。
- ☐ 自社の考え方は次のとおりです。
（脱炭素取組宣言の実施に時間がかかるため、支援金申請後に宣言する場合 ほか）
⇒ 下欄にご記載ください。

担当者

担当者役職名：

担当者氏名：

電話番号：

【裏面あり】

脱炭素取組宣言 宣言フォーム		
脱炭素取組宣言		
2050 年カーボンニュートラルの達成に向けて、脱炭素化に取り組むことを宣言します。		
脱炭素化に向けた取組について（複数選択可）【必須】 ※「すでに実施」と「今後実施予定」それぞれ該当するものに☑		
	すでに実施	今後実施予定
①こまめな消灯、使っていない電気製品のコンセントを抜くなど、身近な省エネ行動	☐	☐
②エアコンの適切な温度設定、空調機器のフィルター掃除	☐	☐
③公共交通機関の積極的な利用、ふんわりアクセルなどエコドライブの実践	☐	☐
④LED など高効率照明への切替え	☐	☐
⑤環境負荷の少ない資材の優先購入や使用	☐	☐
⑥専門家による省エネ診断の受診	☐	☐
⑦生産設備の稼働時間や運用方法の改善	☐	☐
⑧CO2 排出量の把握・管理サービスの利用	☐	☐
⑨再生可能エネルギーを電源とした電力プランの契約	☐	☐
⑩省エネ設備・高効率機器への切替え・導入	☐	☐
⑪電気自動車・ハイブリット車などの導入	☐	☐
⑫太陽光発電設備の導入、蓄電池の設置	☐	☐
⑬自社所有の建物の省エネ改修	☐	☐
⑭省エネ性能の高い建物への建替え・新設	☐	☐
⑮その他の取組（ ）	☐	☐
脱炭素取組宣言の代行入力にあたっての確認事項（確認のうえ☑してください）【必須】 ・本申出書の「申請者」としての宣言とします。市外に本社を有する事業者については、「交付申請書兼実績報告書」記載の「市内営業所所在地」を住所として入力します。 ・法人番号及び企業規模（※）は「交付申請書兼実績報告書」の内容に基づき入力します。 ※従業員数 5 名以下は「小規模企業者」、6 名以上は「中小企業者」とします。 ・業種は「運輸業」として入力します。		☐
担当者メールアドレス【必須】	（ ）@（ ） ※宣言完了後に確認メールが送付されます。宣言書やロゴマークのダウンロードや、宣言内容の修正の際に必要ですので、削除せずに保存してください。	
協力団体への加入有無【任意】	☐ ① 横浜商工会議所 ☐ ② 横浜市商店街総連合会 ☐ ③ 横浜市工業会連合会 ☐ ④ その他（ ）	

なお、脱炭素取組宣言において入力いただいた情報の取扱いは次のとおりです。

- ・法人の場合は企業名、事業所名及び業種、個人事業主の場合は氏名、屋号及び業種について、本市のWEBサイトや GREEN× EXPO 2027 並びにその関連イベント・WEB サイトにおいて、公表いたします。
- ・入力いただいた住所、メールアドレスに対し、以下の案内等を送付する場合があります。
 - ①脱炭素化に関する補助金やイベントの情報
 - ②本市が実施する脱炭素化に関する調査、横浜市景況・経営動向調査
 - ③脱炭素化の取組に関する取材等への協力依頼
- ・宣言事業者の脱炭素化の取組をご支援するため、入力いただいた情報を本市外郭団体、連携協定締結企業等へ提供する場合があります。
- ・脱炭素取組宣言にあたり、虚偽記載などの不正や、暴力団関係者への該当、公序良俗に反する事業を営んでいることが判明したときは、宣言事業者の許可なく、本市が宣言の取消を行う場合があります。

第 号
年 月 日

様

横浜市長

印

横浜市貨物運送事業者燃料価格高騰等対策支援金

交付決定兼交付額確定通知書

申請がありました横浜市貨物運送事業者燃料価格高騰等対策支援金については、審査の結果、交付決定し、交付額を確定しましたので、横浜市貨物運送事業者燃料価格高騰等対策支援金交付要綱第7条第2項に基づき通知します。

1 横浜市貨物運送事業者燃料価格高騰等対策支援金 交付確定額

100,000円

2 交付条件

- (1) 申請時の同意に基づき、支援金の交付事務に係る必要な事項について、官公署等へ確認を求めることがあります。
- (2) 市長は、必要があると認めた場合は、当該支援金に関する調査を行うことがあります。
- (3) 次の事項が生じたときは、支援金全額の交付決定を取り消す場合があります。既に交付した支援金については、その全額を返還請求いたします。
 - ア 交付対象者が支援金交付前に市内営業所のすべてを市外に移転したとき。
 - イ 交付対象外の要件に該当するとき。
 - ウ 虚偽の申請又は不正な手段により支援金の交付を受けようとしたとき、又は受けたとき。
 - エ 法令、条例、補助金規則、この要綱又はこれらに基づき市長が行った指示に違反したとき。
 - オ その他支援金を交付することが適当でないと認められる事由が発生したとき。

3 交付時期

適法な請求書を受理した後、概ね30日以内に交付します。

担当

第 号
年 月 日

様

横浜市長

印

横浜市貨物運送事業者燃料価格高騰等対策支援金 不交付決定通知書

申請がありました横浜市貨物運送事業者燃料価格高騰等対策支援金につきましては、横浜市貨物運送事業者燃料価格高騰等対策支援金交付要綱第7条第2項に基づき、審査の結果、不交付となりましたことを通知します。

不交付の理由

担当

横浜市貨物運送事業者燃料価格高騰等対策支援金 申請取下届

年 月 日

（届出先）

横浜市長

申請者 〇

本社所在地：

法人名又は屋号：

代表者役職名：

代表者氏名：

横浜市貨物運送事業者燃料価格高騰等対策支援金の申請について、横浜市貨物運送事業者燃料価格高騰等対策支援金交付要綱第8条に基づき申請を取り下げます。

取下げの理由

--

担当者

担当者役職名：

担当者氏名：

電話番号：

横浜市貨物運送事業者燃料価格高騰等対策支援金 変更届

年 月 日

（届出先）

横浜市長

申請者 〃

本社所在地：

法人名又は屋号：

代表者役職名：

代表者氏名：

横浜市貨物運送事業者燃料価格高騰等対策支援金の申請について、横浜市貨物運送事業者燃料価格高騰等対策支援金交付要綱第9条に基づき申請を変更します。

1 変更の理由

2 変更内容

変更前	変更後

担当者

担当者役職名：

担当者氏名：

電話番号：

第 号
年 月 日

様

横浜市長

印

横浜市貨物運送事業者燃料価格高騰等対策支援金

変更承認・不承認通知書

年 月 日付で提出がありました横浜市貨物運送事業者燃料価格高騰等対策支援金
変更届の内容について、審査の結果、承認しました・不承認となりましたので、横浜市貨物運
送事業者燃料価格高騰等対策支援金交付要綱第9条第3項に基づき通知します。

1 変更内容

(1) 変更前

(2) 変更後

2 承認・不承認理由

3 その他

担当

横浜市貨物運送事業者燃料価格高騰等対策支援金 交付請求書

(届出先)

横浜市長

申請者 千

本社所在地：

法人名又は屋号：

代表者役職名：

代表者氏名：

横浜市貨物運送事業者燃料価格高騰等対策支援金交付要綱第10条の規定に基づき、次のとおり横浜市貨物運送事業者燃料価格高騰等対策支援金の交付を請求します。

支援金請求額 100,000円

振込先	銀行・信用金庫・信用組合（金融機関コード） 支店（支店コード）
種目	1 普通預金 2 当座預金
口座番号	
(フリガナ)	
口座名義人	
振込口座の名義が申請者と異なる場合はご記入ください。	私は、上記の者を代理人と定め、支援金の受領に関する一切の権限を委任します。 (企業名・屋号等) (代表者職・氏名) 印

※受領委任の場合は押印省略できません。申請者欄及び委任欄の両方に押印し、郵送提出してください。

【添付資料】

- 横浜市貨物運送事業者燃料価格高騰等対策支援金 交付決定兼交付額確定通知書の写し
- 口座番号、口座人名義が分かるもの

※通帳の表紙をめくったページ、インターネットバンキングの画面等

第 号
年 月 日

様

横浜市長

印

横浜市貨物運送事業者燃料価格高騰等対策支援金

交付決定取消及び返還通知書

交付を決定した横浜市貨物運送事業者燃料価格高騰等対策支援金について、横浜市貨物運送事業者燃料価格高騰等対策支援金交付要綱第12条第3項に基づき、次のとおり支援金の交付決定を取り消します。支援金交付後の場合は返還していただくことを通知します。

1 支援金交付の取消理由

2 支援金交付決定取消金額又は返還金額

円

3 返還期日（支援金交付後の場合のみ記載）

年 月 日

4 その他

担当